

令和 7 年度 茨城町立青葉小学校「いじめ防止基本方針」(案)

平成 28 年 4 月 1 日策定

令和 7 年 4 月 1 日改定

学校長 鈴木 弘毅

本方針は、人権尊重の理念並びにいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条に基づき、青葉小学校の全ての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 基本的な考え方

(1) いじめの定義

本基本方針における「いじめ」とは、「一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

(2) いじめの基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにいじめ防止等のための対策を行う。

いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、家庭、地域、関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止

いじめを防止するため、児童一人一人の自己有用感を高め自尊感情を育むとともに心の居場所づくりに努めていく。そのために、生徒指導上の実践の視点である「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 分かる授業づくり

- ・ 教師の専門性を生かした授業
- ・ 言語活動の充実による児童相互の学び合い
- ・ 学年共同による教材研究の推進
- ・ 授業改善のための校内研修の充実
- ・ 家庭学習の定着と習慣化

(2) 学年・学級集団づくり

- ・ 話し合い活動に基づく活動づくり
- ・ 学年行事の工夫
- ・ 構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングの計画的実施
- ・ Q－Uテストに基づく人間関係の把握

(3) 自主的・自立的活動の充実

- ・ 学校行事の主体的運営
- ・ 高学年を中心とした委員会活動の推進
- ・ 児童の思いを生かした係活動・委員会活動
- ・ 各種集会活動の場の工夫
- (4) 規律の徹底（学習・生活）
 - ・ あいさつや返事、話し方の徹底
 - ・ 授業中の姿勢の徹底
 - ・ 持ち物や教室環境等の整理整頓
 - ・ スクールバス班、徒歩通学班での登校
- (5) 道徳教育・キャリア教育の推進
 - ・ 道徳の指導時間の確保
 - ・ 学校行事等と関連付けた道徳の時間の指導
 - ・ さわやかマナーアップ運動
 - ・ キャリアパスポートの活用
 - ・ 夢を語る場の工夫
 - ・ 職業について考える時間の確保
 - ・ 親子活動の実施
- (6) 各種体験活動の充実
 - ・ 異年齢交流
 - ・ 米づくり、サツマイモづくりなどの農業体験
 - ・ 人とのつながりを意識できる交流体験
 - ・ 潤沼浄化のための環境保全活動
- (7) 職員室前に「いじめ相談のためのポスト」の設置

3 いじめの早期発見

早期発見の基本は、児童の小さな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき迅速に対応することである。定期的な面談やアンケート調査等を組み入れながらいじめの早期発見に努めていく。

(1) 看護当番等による校舎内外の見回り

中休みや昼休みに看護当番や担任外の教職員が見回りをを行い、児童の生活状況等を把握し、必要があれば生徒指導主事や学級担任等に報告する。また、全学級で指導を徹底した内容等については、看護日誌で共通理解を図り、校長の指導のもと生徒指導主事を主とし、確実に指導を行い改善を図る。

(2) 複数教員による観察

交換授業で出ている教員や TT・少人数で指導に当たっている教員、養護教諭などが、児童の気になる様子等に関して学級担任と適宜情報交換を行う。

(3) 欠席児童への電話連絡・家庭訪問等の実施

「欠席 1 日目には電話連絡、欠席 3 日目には家庭訪問」を原則にして、本人の状況を確認するとともに、児童の健康状態等について保護者に確認をしたり、学校での学習や生活の状況を伝えたりする。欠席の連絡がなかった児童については、1 校時の始業前までに電話等で欠席理由の確認をとる。

(4) 学校生活に関するアンケート等

前期・後期にそれぞれ 4 回「学校生活に関するアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係の変化等を把握し、その結果に基づき必要に応じて個別指導を行う。また年に 3 回（「学校生活アンケート」とは異なる月に）「茨城町いじめアンケート」を行い、児童だけでなく保護者からの情報も得ることにより、いじめの発見・防止に努める。

(5) 個別面談

「学校生活アンケート」実施後に、アンケートを基に個別面談を実施し、児童理解に努める。

(6) 保護者アンケート

学校の教育活動に関するアンケート（7月及び12月）に、子どもの様子や交友関係などで気になることなどについて記述できる欄を設け、家庭からの情報収集に努める。記入された内容については、生徒指導主事と担任、学年主任が連携をとり、問題の解消まで確実に指導を行う。

(7) いじめ相談窓口の設置

「いじめ相談のためのポスト」を設置し、児童からの相談を受け付ける。相談の担当者は生徒指導主事とするが、児童の希望により対処する。また、県の「いじめ・体罰解消サポートセンター」に関する情報も掲示物等で全児童に周知を図る。

(8) オンライン相談窓口の開設

児童がタブレット PC または自宅において、自由にオンライン相談できる体制を整えることで、児童が相談しやすく、SOS を出しやすくなる。そして、把握した状況から適切な対応ができる体制を構築する。

4 いじめ防止に向けた取組の年間計画（令和7年度）

月	具体的な取組
4月	・学年間での情報交換、指導記録の引継ぎ ・登校班集会① ・研修「いじめ対策に係る共通理解」【いじめ問題対策委員会】 ・学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり【学級活動】 ・人権目標づくり【学級活動】 ・1年生を迎える会【行事】 ・児童・保護者へのいじめ対策・学校警察連絡制度についての説明と啓発 いじめ防止基本方針の周知【始業式・入学式・授業参観・PTA総会】 ・SOSを出しやすい環境をつくる相談体制の周知① ・保護者希望面談① ・生活アンケート①の実施
5月	・研修「配慮を要する児童への対応について」 ・運動会【行事】 ・生活アンケート②の実施
6月	・茨城町いじめアンケート①の実施
7月	・メディア教育講演会（全学年児童・保護者） ・SOSを出しやすい環境をつくる相談体制の周知② ・生活アンケート③の実施 ・個別面談 ・保護者面談（夏季休業中）
8月	・夏季休業中の Teams を活用した児童とのコミュニケーション ・研修「いじめへの対応について」共通理解・ロールプレイ
9月	・SOSを出しやすい環境をつくる相談体制の周知③ ・命の講演会 ・生活アンケート④の実施 ・登校班集会②
10月	・人権集会【行事】

	・認知症サポーター研修講座【行事】 ・茨城町いじめアンケート②の実施
11 月	・すこやかタイム「性的マイノリティについて」【保健部】 ・道徳講演会 ・さわやかマナーアップ ・生活アンケート⑤の実施
12 月	・SOS を出しやすい環境をつくる相談体制の周知④ ・生活アンケート⑥の実施 ・個別面談 ・保護者希望面談② ・冬季休業中の Teams を活用した児童とのコミュニケーション
1 月	・すこやかタイム「プライベートゾーン」【保健部】 ・茨城町いじめアンケート③の実施
2 月	・生活アンケート⑦の実施
3 月	・6 年生を送る会【特別活動】 ・卒業式【行事】 ・生活アンケート⑧の実施 ・SOS を出しやすい環境をつくる相談体制の周知⑤ ・登校班集会③

5 いじめに対する措置 ※ネット上のいじめに関しても同様の対応を行うものとする。

- (1) 問題行動を発見又はいじめに関する相談や情報があった場合は、速やかに生徒指導主事を通して校長（教頭）に報告する。
- (2) 関係職員（必要に応じて生徒指導主事等の応援をあおぐ）で、関係児童や周囲の児童等からの聞き取りやアンケート調査等を行い、事実の有無を確認する。
- (3) いじめ対策委員会で、対応策を協議する。（加害・被害児童への対応、双方の保護者への対応、一般児童への指導内容検討、関係機関への報告の有無、緊急いじめ問題対策委員会の開催有無など）
- (4) 事実確認や対応について全職員で情報を共有する。
- (5) 加害・被害児童への指導を行うとともに、双方の保護者に対して事実の報告と指導方針の説明を行い、協力を依頼する。
- (6) 指導経過と各学級での指導内容等について全職員で情報を共有する。
- (7) 全職員で確認した内容等について、各学級で指導を行う。
- (8) 経過観察を行い、人間関係の変化や周りの児童の様子等について、生徒指導主事を通して校長（教頭）に報告を行う。

6 校内体制

(1) 校内組織

① 生徒指導連絡会

毎週木曜日の職員集会、毎月 1 回の職員会議の中で、気になる児童に関して全職員で情報交換をしたり、共通行動の内容等について確認をしたりする。

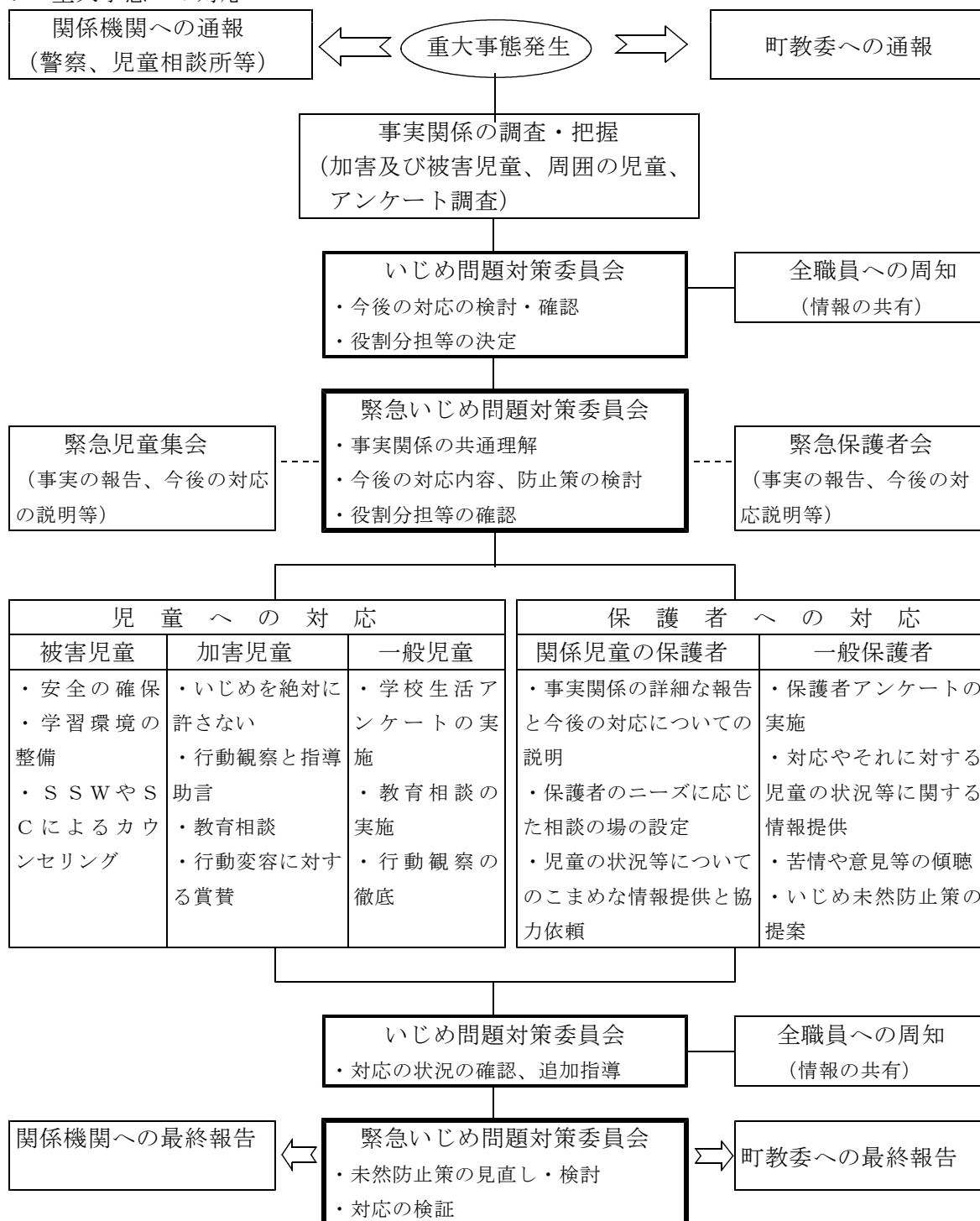
② いじめ問題対策委員会

いじめが確認された場合の対応の検討及びいじめ防止対策の検討のため、「いじめ問題対策委員会」を開催する。メンバーは運営委員（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・特別支援教育コーディネーター）、養護教諭、当該学級担任とする。

(2) 地域や関係機関と連携した組織

重大事案が発生した場合に、適切かつ迅速に対処するため「緊急いじめ問題策委員会」を開催する。メンバーは、運営委員、養護教諭、当該学級担任、PTA 役員、教育委員会代表、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員、警察署員（生活安全課）、弁護士等とする。

7 重大事態への対応



8 評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、本校の取組を適正に評価する。

- (1) いじめの早期発見・未然防止に関する取組について
- (2) いじめの再発防止に関する取組について